

第40回 摂津市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和5年3月20日(月) 午後2時～3時30分
2. 場 所 摂津市役所 本館3階 301会議室
3. 出席者 委 員12名出席、2名欠席
4. 案 件 議案番号93 北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)の決定(摂津市決定)
報告 摂津市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の改定

【事務局】

それでは定刻前ではありますが、皆様お揃いになりましたのでただいまより、第40回摂津市都市計画審議会を開催いたします。

それで開催にあたりまして市長から挨拶がございます。

【市長】

本日は第40回の摂津市都市計画審議会の開催にあたりまして、年度末なにかとお忙しいところご出席いただきましてたいへんありがとうございます。

また、平素は摂津のまちづくりに直接、間接いろいろとご示唆を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

まだ油断は出来ませんが、コロナウイルスも終息に向かいそうであります。思えばこの3年間はコロナに振り回された思いが致しますが、現在も自治会の存続問題等々の副作用がジワジワと出つつあることも事実でございます。ただ、まちづくりは待たなしでございまして、摂津市はその中にありましても、国循を中心といたします健都イノベーションのまちづくりが順調に進んでおります。そして現在、健都イノベーションまちづくりの玄関口でありますJR千里丘駅の西口駅前再開発事業に着手しております。また、阪急電車の連続立体交差事業、国の河川防災ステーション等々の大きなプロジェクトにも取り組んでいるところであります。

一方、都市計画マスタープランの改定にも取り組んでおります。今後もよりまちの発展を目指して安全・安心・住みよいまちづくりに取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は河川防災ステーションに関連する都市計画であります「一団地の都市安全確保拠点施設の決定」についてのご審議をお願いいたします。また、都市計画マスタープランの改定について、ご報告させていただきます。委員の皆様には大所高所より忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

本日はお忙しい中ご出席いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。冒頭のご挨拶と致します。ありがとうございます。

【事務局】

ありがとうございました。市長は一旦退席されます。

本日でございますが、藤岡委員、中川委員の2名がご欠席となっておりますが、摂津市都市計画審議会条例第6条第2項に定められています委員1/2以上となる12名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立致しますことをご報告させていただきます。

それではまず、配布資料の確認からお願いいたします。

- ・本日の次第
 - ・第40回摂津市都市計画審議会配席図
 - ・摂津市都市計画審議会委員名簿(最新)
 - ・北部大阪都市計画の変更について(付議)の写し
 - ・資料1 第40回摂津市都市計画審議会と書かれたA4ヨコの資料、議案番号93の説明資料となります。
- 以上の5点です。

事前説明時の配布資料は

- ・第40回摂津市都市計画審議会 議案書
- ・摂津市都市計画マスタープラン(案)

以上の2点です。

合計7点となりますが、お揃いでしょうか。

お揃いでない方はお伝えいただきますようお願いいたします。

それでは早速ではございますが、久会長に議長をお願いいたします。

久会長よろしくお願いたします。
皆様、よろしくお願いたします。

【会 長】

それでは早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議事は付議案件が1件、報告事項が1件となっております。

まず、議案番号93「北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)の決定(摂津市決定)」につきましてお諮りしたいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案番号93 北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)の決定(摂津市決定)についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

説明内容としては、今回の事業の概要、事業に至った経緯、議案説明、都市計画手続きと今後の流れの順でご説明いたします。

それでは、今回の事業概要についてご説明いたします。

今回の事業は鳥飼地区に、水害等の発生時に居住者等の安全を確保するための拠点となる施設、一団地の都市安全確保拠点施設を整備するものとなります。

4ページをご覧ください。

まず、一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)の位置を総括図でご確認いただきたいと思います。赤丸で囲っている位置で、本市南東部の辺りとなります。

5ページをご覧ください。

こちらは先ほどの総括図をイメージ化したもので、市内にある施設との位置関係をご確認いただければと思います。本市南部にあります、大阪モノレール南摂津駅からは直線距離で約1.3kmの位置となります。

6ページをご覧ください。

先ほどご覧いただきました総括図を拡大したものとなります。左の図は現在の都市計画です。第二種住居地域であり、容積率は200%で、建ぺい率は60%となっております。右の図をご覧ください。今回の事業ではここに、特定公益的施設で構成する一団地の都市安全確保拠点施設を新たに定めるのみで、用途地域や容積率、建蔽率に変更はございません。

7ページをご覧ください。

こちらは各施設の概要となります。

まず、河川防災ステーションについては、国の事業となります。敷地面積約20,000㎡、上面面積は盛土し、法面処理とするため約12,700㎡、高さは約7.4mとなっており、淀川堤防天端と同等の高さまで盛土をする予定となっております。

次に、河川防災ステーションの上部に建設予定の水防センターについては、市の事業となります。

こちらの規模・機能は今後住民等の方々との意見を参考として検討を進める予定としております。

最後に、市立とりかいこども園です。こちら市事業となり、約1mの盛土を行い、その上に3階建てのこども園を整備予定としております。

8ページをご覧ください。

河川防災ステーションについては、周辺住宅とも近接しておりますので、イメージパースを用いてもう少し詳しくご説明させていただきます。

こちらは整備イメージとなりますが、先ほどご説明させていただきました通り、高さは淀川堤防天端と同等の約7.4mとなります。また、近隣住宅と接する面については、5mの管理用道路を挟み、更に法面にすることで圧迫感が出ないように対応する予定としております。

また、この施設は淀川堤防天端と一体化して整備されることとなります。

9ページをご覧ください。

今回整備する予定としております、河川防災ステーション、水防センター、市立とりかいこども園は都市安全確保拠点整備事業として整備する予定となっており、摂津市で初めての事業となっております。

これらの施設の機能について、概要を説明させていただきます。

河川防災ステーションは、淀川が堤防決壊した場合に必要な備蓄資材量に対応できていない現在の状況に対し、淀川における緊急的な対応が可能となる水防拠点として国が整備するものとなります。本市は、淀川浸水想定区域図において、唯一1週間以上の浸水継続時間となる市域であるとともに、市域の6割が浸水深5m以上となるため、浸水を少しでも回避する高台整備が重要となるため、国土交通省と摂津市が協力して計画したものととなります。

水防センターは、河川防災ステーションの上部に市が整備する施設であり、洪水時の水防活動の拠点となる施設となります。

これらの施設を、洪水時の一時的な避難場所として使えるようにするとともに、平常時は地域のコミュニティ拠点となるような機能を追加しようと考えています。

ここでの平常時の利用に関しては、今後、住民説明会等を通じて、具体化していくことを想定しています。

次の10ページをご覧ください。

もう一つは、河川防災ステーションに近接している「とりかいこども園」です。

とりかいこども園は老朽化が進んでおり、建て替えの必要性が高まっています。

この「とりかいこども園」も防災上の安全性と日常の利便性を考え、建て替えに際し、1m程度盛土を行い、安威川の計画規模の洪水でも浸水しないようにすることを考えています。安威川及び淀川の想定最大規模の洪水の場合でも、1階は水没しますが、2階以上は浸水しないようにすることで、河川防災ステーションと役割分担しながら、避難者の命を守る一時的な避難場所としての機能を追加することを考えています。

また平常時には、そもそもの「認定こども園」の機能に加え、子どもの育ちを支え、子育てを支援する児童センターやつどいの広場(地域子育て支援拠点)としての機能を追加すること考えています。

今回の都市安全確保拠点整備事業では、これらの施設を一団地として、都市安全確保拠点施設として整備する事として、都市安全確保拠点整備計画に記載しています。

こちらは、先ほどのパースとは反対側から見た航空写真です。

今回の都市計画区域は赤線で囲っている部分となっております。左側の赤枠は河川防災ステーションとなりますが、手前の道路約12mを挟んで住宅地となっております。こちらの部分についても法面となる予定となっております、住宅地への圧迫感を与えないよう配慮する予定となっております。

12ページをご覧ください。

ここからは、今回の事業に至った経緯についてご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

これまでは浸水する可能性がある雨の大きさについては、各河川管理者の河川改修計画で想定している降雨で考えられていました。淀川であれば1年に発生する確率が0.5%程度の降雨といった具合です。

しかし、洪水から逃げ遅れて亡くなるということがないように、あらかじめ洪水被害を想定して社会経済的被害を最小化するようにしようということで、平成27年に水防法を改正して、想定最大の降雨を想定した浸水想定区域図をつくることとなりました。その際、これまで浸水範囲と最大浸水深しか情報ありませんでしたが、更に浸水継続時間と、家屋倒壊等氾濫想定区域という情報も公表することとなりました。

淀川は国が平成29年6月に、安威川は大阪府が令和2年3月に、浸水想定区域図等を公表しました。

この想定最大規模の降雨、淀川も安威川も、1年の間に発生する確率が0.1%程度の降雨を対象として、浸水想定区域図を作成しています。

その結果、摂津市は約8割が浸水し、安威川以南では最大浸水深が7.3mとなり、浸水継続時間が2週間を超えるような場所があることが分かりました。

さらに、これまで公民館等を避難場所と指定してきましたが、想定最大の雨が降ると、これらの大半が洪水で沈み、使えなくなることが分かりました。

次のページをご覧ください。

14ページですが、淀川の想定最大規模の降雨を想定した浸水想定区域図です。

○の網掛けがしているところが家屋倒壊等氾濫想定区域となります。これは、木造2階建ての家屋を想定したときに、洪水の流れで倒壊、滑動、転倒する可能性がある区域です。安威川以南の半分くらいが近くの堤防が切れた場合は家が流されてしまう可能性があるということになります。

15ページをご覧ください。

この図は浸水継続時間です。

これは、洪水時に避難が困難な50cmを超える浸水深がどれくらい継続するかという時間を表しています。

1週間から2週間の濃い赤が広がって、ところどころに紫の2週間以上のところがあることが分かると思います。

16ページをご覧ください。

こちらの地図で×印がついている個所は、洪水の際に使用が出来ない避難所を表しています。×印がついていない避難所、小中学校が主な場所ですが、ここも一階、場所によっては2、3階の低層階は水没してしまっているため、水害時に使えるのは高層階のみとなる、というのが本市の現状の課題となります。

今回の事業計画地を赤色で示させていただきましたが、周辺地域は水没する中で、今回の事業計画地は一時的な避難場所としての機能が期待されます。

17ページをご覧ください。

このような実態が判明する中、令和3年に流域治水関連法の改正の一つとして、都市計画法が改正され、水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市計画に位置付け、計画的に整備することができるようになりました。冒頭でもご説明しましたが、この施設を「都市安全確保拠点施設」と呼びます。

本市は水害時の避難場所が非常に少ないことから、水害時でも安全な高台化した避難場所を確保する必要があり、今回、都市安全確保拠点施設を整備するものです。

18ページをご覧ください。

ここに、今回の都市計画法の改正で追加された同施設の整備に関する事業である「都市安全確保拠点整備事業」とその計画に関する条文を記載しています。

摂津市は、都市安全確保拠点施設を整備するため、これを都市計画に定め、都市安全確保拠点整備計画を国土交通大臣に提出する必要があります。

19ページをご覧ください。

次に、事業概要を踏まえて、今回の議案である都市計画で定める内容につきましてご説明いたします。

先ほどご説明させていただきましたが、今回整備する都市安全確保拠点施設は都市計画法に定められているものであり、都市計画決定する必要があります。

次のページをご覧ください。

20ページからは、都市計画案をご説明いたします。

議案書2ページも併せてご覧ください。

決定理由といたしましては、当該地区は、淀川洪水浸水想定区域図の想定最大規模においてほぼ全域が浸水エリアであり、浸水継続時間は2週間以上が想定されています。また、木造住宅が多い人口集中地区であり、淀川と安威川の氾濫時には居住者等の避難者数に比べ高台の避難場所が十分でないことから、災害対策上危険な状態となっています。このため、国の河川防災ステーションを核とした高台まちづくりとして、平常時は地域活性化の拠点、災害発生時は居住者等が避難し、一定期間滞在できるようにすることにより居住者等の安全確保の拠点となる、一団地の都市安全確保拠点施設を決定しようとするものです。

次のページをご覧ください。

21ページは今回の都市計画の計画書(案)となります。議案書1ページも併せてご覧ください。

都市計画の名称は一団地の都市安全確保拠点施設(鳥飼地区)。位置は、大阪府摂津市鳥飼西一丁目・三丁目及び大字鳥飼西の各一部。面積は河川防災ステーションととりかいこども園を合わせて約2.3ha。特定公益的施設の位置及び規模は、約2.3haで、河川防災ステーションの上面に水防センター、近隣に認定こども園等を配置します。建築物の高さは定めず、容積率及び建蔽率は現行のままとなります。

次をご覧ください。

次の22ページは議案書3ページにあります計画図(案)となります。

今回の一団地の都市安全確保拠点施設の区域を赤色実線で示し、主要な建築物の位置を赤色点線で示すものとなっております。

冒頭にもご説明しましたとおり、現在の摂津市の都市計画に「一団地の都市安全確保拠点施設」を新たに追加しようとするものであり、それ以外は現在の都市計画から変更はございません。

以上が、今回の都市計画(案)になります。

続きまして、都市計画手続きと今後の流れについてご説明いたします。

24ページをご覧ください。

まず、令和4年11月6日に新鳥飼公民館にて開催された説明会で、都市計画素案を説明しました。12月8日には改めて都市計画決定素案についての説明会をゆうゆうホール鳥飼西で開催し、合計44名の方が出席されました。

その後、12月9日から23日までの2週間公述申出の受付を行いました。申出書が提出されなかったため、公聴会は中止しております。

25ページをご覧ください。

その後、令和5年2月1日から15日の2週間、都市計画法第17条に基づく縦覧を行い、意見募集したところ、意見書は0通でございました。

26ページをご覧ください。

最後に、今後の流れといたしまして、議案番号93の市決定案件につきましては、本日の答申を受け、今月末に決定いたします。

以上、議案番号93、摂津市が決定しようとする都市計画案の説明を終わらせていただきます。

【会長】

只今の説明にありましたようにセンターの中身はこれから詰めていくということですが、都市計画法の中で位置と規模を定めておかなければならないということで、審議会に諮られているものであります。

なにかご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員】

都市計画決定をすることによって、なにがしかの補助金を受けられるのか、どういった効果やメリットがあるのかということと、決定されたことによってどのような規制が掛かってくるのかについて聞きたい。

【事務局】

都市計画決定されることによる効果やメリットについてですが、都市計画に位置付けることによって法的に担保されるよう縛りをかけさせていただきたいと思っております。

補助金につきましては国の方で交付金のメニューとしまして都市安全確保拠点整備事業として水害時の安全に資する施設を整備するにあたって補助金をいただくというのもひとつのメリットであると考えております。

【会長】

都市計画は大きく二つに分けて都市計画の制限と都市計画施設の整備がありまして、今回は都市計画施設の整備に関する決定ですので、これによってなにか都市計画的な制限が変わるということはないですね。

【事務局】

こちらの都市安全確保拠点施設につきましては都市計画道路などの都市施設といわれるものと同じ分類になり、都市計画道路で例えるとわかりやすいと思いますが、都市計画道路であれば将来的にそこは道路を作りますので、建て替え時に構造や階数など都市計画法第53条の規制が掛かります。こちらも都市施設として定めるものですから53条の規制は同様に掛かってくるということになります。

【委員】

パブリックコメントに付けられている資料の中には事業費としては49億円、その内補助金が11億円ほど出ますよと書かれていて、かなりの交付金が受けられるとのことでは理解できる。範囲については今回のところは、市が事業実施するところと国が事業実施するところに限定されているので、他の者が購入して何かを建てるということは無いが、今後もう少し範囲を広げて、高台まちづくりとしていくことも視野に入っているのかどうか聞きたい。

【会長】

おそらく今、流域治水のメニューの中には面的な整備のメニューも出来たはず。そのような面的整備の予定があるのかということかと思っております。

【事務局】

今回は国が河川防災ステーションを整備するというので、それを端緒として、近隣のとりかいこども園が老朽化も進んでいることで、このタイミングに合わせて一体的に一時的な避難場所となる施設を整備しようということ。摂津市として避難所の数が不足しているということもあり、高台まちづくりにつきましては、摂津市全体で進めていく事業であると認識しておりますが、今回の都市計画決定につきましては河川防災ステーションととりかいこども園、この区域に限って計画決定させていただきたいと考えております。

【委員】

もう少し公共施設も含めて高台にするところをある程度計画的に増やしていくことを視野に入れて、これからのまちづくりを考えていただきたい。

【会長】

資料参考のところにも書いてある「鳥飼まちづくりグランドデザイン」を策定されていると思いますが、先ほど委員がおっしゃった防災まちづくりはどのような形で書き込まれているのか、あるいは今後どのように進めていくのか、これが鳥飼地区のマスタープランにあたると思うので、その辺を補足で教えてもらえばお願いします。

【事務局】

「鳥飼まちづくりグランドデザイン」につきましても令和4年7月に策定し、鳥飼地域の将来ビジョンとして鳥飼地域の地理的特性として水害に弱い、水害のリスクが非常に高いということで、防災をベースに、まちづくり、にぎわいや地域活性のコンセプトで作成させていただいております。

今のところ、どこを高台にするか、個別・具体的な取り組みはございませんが、将来的なこととして防災をまちづくりのベースとして考えて行こうということで、現在、住民説明会を開催しながら、まちづくりを考える上での取り組みがスタートしたばかりということをご理解いただきたいと思います。

【会長】

先程もご指摘いただいたように、防災ステーションだけではなくて、他の公共施設の建替えにあたって、地盤を上げるとか高層化するとか様々なやり方で垂直避難が出来る形で再整備する方法があるでしょうし、一方で民有地に関しては皆さ

んが協力し合いながら盛土等の防災整備していく方法もあるでしょうし、前者は予算が伴うことです。ですからこれから市でしっかりと考えていただくと共に、後者の場合は住民の方の協力が必要です。その辺りの機運醸成というものを今後も図っていただければ時間は掛かるとは思いますが、少しずつ進んで行けると思っていますので、私の方からも再度お願いしておきます。

【委員】

鳥飼全体のリスクに対して、今回の施設がどの程度対応できるのかがよくわからなくて、どれぐらいのエリアなのか、どれぐらいの人が恩恵を受けられるのか、多分、これだけでは無理なのではないのか、総合的な防災の考え方の中でこれがどうあるのかも少し教えていただきたい。

その際に拠点と避難場所の二つの機能があると思われるが、拠点というのはここから周辺に対してサービスを提供していくのでしょけれど、どの範囲までを想定しているのか、避難する場所は鳥飼全域からは避難出来ないと思うので、実際にどれぐらいの方がここに集まる想定になっているのか、これから考える部分もあると思うが、情報があれば教えて欲しい。

【事務局】

まず防災の基本的な考え方としては、水害時には事前に市外の安全な場所への広域避難を市民にお願いしている状況であり、その避難行動の中で広域避難が出来ない方、避難行動要支援者と言われる方に対して市としても一定の浸水しない安全な場所を整備していく必要があるということで、河川防災ステーションであつたり、その上部施設の水防センター、とりかいかども園の高台化など、少しずつ整備していこうという考え方で進めております。

委員からご指摘のあったとおり、河川防災ステーションの上面に災害時に国が活動する部分と、また市として利用できる部分がございますが、この辺りは国と協議・調整していく必要があります。水防センターの必要な面積も今後必要な機能に基づいて考えていきます。河川防災ステーションの整備自体も10年ほどのスパンを掛けていくということを国の方からうかがっていますので、まだ今後の検討内容となってまいります。ただ、少なくとも河川防災ステーションにつきましては淀川の想定最大規模のL2の場合でも浸水しない場所となりますので、逃げ遅れた方が一旦ここに来ていただいて、そこからさらに安全な場所に避難していただく拠点でもありますし、浸水しない場所ということを活かして災害時の備蓄資材を置いておくという拠点でもあります。河川防災ステーション上面と水防センターをどのように整備していくかは今後考えさせていただくこととなります。

【会長】

おそらく委員のご質問は安威川以南の浸水想定区域上では全部真っ赤になつておりますが、ここにはたくさんの方が住んでおられるが、このステーションに逃げ込む人数は到底全部収まるわけがないわけです。どれぐらいの人を収めようとしているのか、全体像が見えたらというご質問だと思いますが、先程の説明の中で「ここは最後の砦です。早めに北の方に逃げて下さい」ということですね。それでも逃げられなかった人に対しては一旦ここに避難してくださいという意味合いだと思いますので、その後の全体のシナリオがもう少しきちんと共有できたらという趣旨だと思いますので、補足的に全体的なストーリーなどの追加説明はありますか。台風時の一時避難所のような役割ではないわけで、その辺りの関係性をもう少し全体的なシナリオとして説明いただければ、その他の委員にも理解が進むのかと思う。

【事務局】

繰り返しになりますが、あくまでも摂津市の避難行動というのは、事前に安全な場所への広域避難が水害時の原則的な避難行動となります。その中でも要支援者、また逃げ遅れた方に対する一時的な避難場所として河川防災ステーションを活用していただくというのが今現在の基本的な考え方です。

【会長】

地震災害の場合も各避難所には物資が備蓄されているが、全ての住民が避難してそれを十分に満たすだけの量ではないはず。基本的に自分の身は自分で守ってほしいと言っているはずだが、誤解をされて避難所に行ったらなんとかなるということになりかねない。それと同じように水防センターが出来たのだから、いざとなればそこへ逃げ込めば良いという誤解を生じないようにするために「ここは最後の砦なので、早く水に浸からない場所に逃げて下さい」という話をきちんとしておかないと住民に過剰期待をされてしまう。

センターの意味いや役割を住民も含めて理解出来る形で共有しておく方が良いんじゃないかということも委員のご質問から思いましたので、今後センターの内容を詰めていくにあたってセンターの機能だけではなくて、地域としてどのようにして避難をシナリオとしてやっていくのか、その時にセンターは何の役割をするのか、ということも共有しておいて欲しいと思いますのでよろしくお願ひします。

【委員】

まだ不明なことが多いという段階であることはよくわかった。私のイメージでは避難が難しい方々というのは、例えば重度の認知症の方であつたり、重度の障害者の方、そしてそういう方々は一人では動けない状況で介護者一人では広域避難も難しい、こういう方々が想定されるのかなと思っている。なので10年後になるが、その頃にこの地域にそうした方々がどこに

どれくらいお住まいになっているのか、それを地域レベルでスクリーニングして、そういう情報を社会福祉協議会などと行政として把握していること、ところがここに避難出来たとしても普段は地域のいろいろな交流に使われる施設であるところだから、要介護者や付き添いの方が入所施設のような環境を整えて常時滞在しているというのは難しいと思うので、そうするといういろいろなケア、配慮が必要な方にとってここが安全であったり、一定のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)を満たした避難場所であるかと言うとそうではないと思う。なので、2週間ここで生活入所するイメージ、水が引くまでずっとここに居られるというよりは、そういう方々においても出来るだけ早く適切な場所に移動していただかなければいけないけれど、まずはここに入っていたたく。そういうイメージになるのかと想定している。要支援者とその介護者を考えると2名から3名ぐらいとして、どのぐらいの人をここに収容できるのかとなると随分対象者を絞る必要があるのかなとイメージした。

【会長】

先程から申し上げているように全体のシナリオですよ。時間経過と共にだれがどのような行動をしていけば良いのか、ということをやっておいていただいて、このセンターの位置付けをしっかりと考えていただきたいということだと思います。

参考として他市の情報ですが、他市の都市計画審議会でも議論しましたが、河川の氾濫を想定して計画づくりをしています。地理情報システムを使ってどのような場所のどのような施設が水に浸かるのかということが非常にビジュアルに表現されていました。摂津市はそうしたシステムを導入する考えはあるのでしょうか。

【事務局】

浸水想定をビジュアル的にということですが、3D都市モデル、いわゆる地図を立体化したものがございまして、こちらにつきましては摂津市は作成済みでございます。令和4年度にこちらを活用した形でいろいろなシミュレーションが出来るプラットフォームを整備いたしました。今後こうしたものを活用して防災に関する情報を発信してまいりたいと考えておりますが、浸水想定につきましては国のプラトーという事業が進められておりまして、その中で摂津市の3D都市モデルを作っていただいたことと浸水想定を重ね合わせて見られるという仕組みが既に出来てございますので、そちらをご確認いただければ、何メートルまで水が来れば建物のどの部分まで水が浸かっているのかをビジュアル的に確認出来るところでございます。

【会長】

なぜそれを申し上げたかと言うと、2次元の地図をいただいて赤に塗られるよりも、今の建物のどれぐらいの階数まで水が来るかというのをビジュアルに示していただくと切迫感が全然違うと思います。そういう意味で整備されているのであれば、この都市計画審議会やいろいろな機会にそれを見てビジュアルに確認させていただいた方が議論も活性化するんじゃないかと思っておりますので、今後そういうものもうまく活用しながら説明や議論をさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか、様々のご意見がございましたが今後へのご意見かと理解しております。

今回、提案をいただきました北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設の決定に関しましては、原案通り承認ということでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

異議なしということですので原案通り承認をさせていただきます。

暫時、休憩とします。

続きまして報告事項でございますが、摂津市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の改定につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、次第2、摂津市都市計画に関する基本的な方針、都市計画マスタープランの改定につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、スクリーンをご覧ください。都市計画マスタープランの構成につきましては、これまでもご説明させていただいておりますとおり、第1章から第7章までを予定しております。本日の資料「摂津市都市計画マスタープラン案」はこれらをとりとめたものでございます。

第1章から第6章までは、前回までの審議会でご意見をいただいたところです。

本日はこれまでご説明させていただいた内容に修正を加えた部分について、また、第7章「計画の実現に向けて」について、ご報告させていただきます。

今後のスケジュールについてですが、令和5年度に入りましたら、庁内関係各課や大阪府への意見照会を実施いたします。その結果を踏まえ必要な修正を加えたいと、パブリックコメントを実施いたします。その後、パブリックコメントの結果を踏まえ、最終的なとりまとめを行い、令和5年度中の公表を予定しております。

庁内関係各課や大阪府への意見照会、パブリックコメント実施後の修正内容につきましては、委員の皆さまへお示しさせていただきますが、修正内容や他の本審議会案件の有無を踏まえ、本審議会を開催するか、個別説明とさせていただきますか、会長ともご相談させていただきながら決めさせていただきたいと考えております。

それでは、「摂津市都市計画マスタープラン案」につきまして、ご説明させていただきます。

まず、表紙をめくりまして目次をご覧ください。

第1章は都市計画マスタープランの位置付けや構成の説明、第2章は本市の現状等を整理し、お示ししております。第3章以降に今回の改定で設定した目標や方針等をお示ししております。

改めて、第3章 基本理念及び目標・将来都市構造についてご説明申し上げます。

26ページをご覧ください。本市がめざす将来像は「摂津市行政経営戦略」で示されている「みんなが育むつながりのまち摂津」といたします。続いて27ページをご覧ください。めざす将来像及び現況等の整理結果を踏まえ、基本理念を「住み続けたい元気なまち摂津」とし、目標として「安全・安心を実感できるまち」、「誰もが住みやすいと思える快適なまち」、「にぎわいと活力ある魅力あふれるまち」といたしました。

続いて、28ページ、人口フレームにつきましては、「摂津市行政経営戦略」における人口推計の結果を踏まえ、目標年次である令和26年(2044年)の将来人口フレームを78,000人に設定しました。

続いて、29ページ、本市の将来都市構造図にエリア、拠点、軸を示しております。

ここまでが第3章でございます。第4章 全体構想、第5章 立地適正化計画、第6章 地域別構想はこれらを踏まえ定めたものでございます。

次に第4章以降の修正を加えた部分について、ご説明申し上げます。

まず、事務局で修正させていただいた部分がございます。33ページ、都市防災の方針や37ページ、公共交通の方針では、これまでの審議会でお示ししていなかった図や写真を追加しております。また、第6章 地域別構想の各地域別方針のなかで、事業名などの追加や文末などの文章を修正しております。

こうした図や写真の追加、文章修正につきましては、事前説明の際に委員からのご指摘もございましたので、再度、事務局ですべての確認を行い、修正させていただきたいと考えております。

第4章の修正部分は、先ほど申しました図、写真の追加、文章修正でございます。

次に第5章 立地適正化計画についてです。41ページをご覧ください。居住誘導区域は市街化区域全域を設定しますが、設定の考え方を追記しております。

43ページをご覧ください。注釈として、居住誘導区域内の生産緑地地区の取り扱いについて追記しております。

44ページをご覧ください。

都市機能誘導区域の設定の考え方を修正し、誘導施設の設定の考え方を追記しております。

45ページをご覧ください。

都市機能誘導区域の図面下部に注釈として、都市機能誘導区域内の生産緑地地区の取り扱いについて追記しております。

46ページをご覧ください。

こちらには居住誘導区域外での建築行為や都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止などを行うとする場合に必要な届出制度の説明を追記しました。

続いて47ページ、防災指針につきまして、48ページから52ページに水害、53ページに地震についての分析を追加しました。

次に第6章 地域別構想についてでございます。

58ページをご覧ください。

地域別構想の地域区分につきまして、前回お示した地域の名称は「千里丘地域」「正雀・三島地域」「別府地域」「烏飼地域」でしたが、本審議会でもいただいたご意見を踏まえ、それぞれ「北部地域」「中部地域」「西部地域」「東部地域」に変更いたしました。

59ページから各地域の地域別構想をお示ししておりますが、そのなかで交通、土地利用、などに関する地域の概況を追加しました。また、地域別方針は先ほど申し上げた修正と本審議会でご意見のありました地域を跨るものについては、両方に記載しました。

最後に第7章「計画の実現に向けて」についてでございます。

72ページをご覧ください。

庁内の横断的連携につきましては、「全体構想でお示した都市防災、まちづくり(市街地整備・都市施設)、公共交通の各分野での取り組みにおきましては、庁内の各担当課と連携することを示しております。

各種都市計画制度の活用につきましては、本計画に定めた方針に基づく、事業や施策の実施に必要な都市計画の決定・変更といった都市計画制度を活用することを示しております。

協働のまちづくりの推進につきましては、必要に応じて市民や企業、NPO等の意見を聞く場をとりいれることや、市民主体の取り組みの活発化を図るといった協働のまちづくりを推進することを示しております。

新技術を活用したまちづくりの検討につきましては、ICT・IoT、AIといった新技術を活用したまちづくりを検討することを示しております。

最後に計画の見直しにつきましては、今後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを検討することを示しております。

以上、都市計画マスタープランの改定についての説明とさせていただきます。

【会長】

6章までは前回までにご意見賜りまして修正を加え、7章を付け加えて全体が仕上がったということですが、改めて全体を見渡して何かご質問、ご意見はございませんか。

特にご意見は無いようですので、今後の手続きとして進めていただければと思います。

最後、次第3ですが、まずは委員の皆様から何かその他案件ございませんか。

【委員】

都市機能を設置されるに際して警察の立場からお願いしたいのは、最近市内であった事件の捜査に関して、防犯カメラが有効であり、決め手になった部分がある。人が集まる場所を作られる際に防犯というものもパッケージで考えていただければ警察としても有難いので、お願いというか提言としてお伝えしておきたい。

【会長】

各公共施設でも防犯カメラ等の整備が進められているとは思いますが、再度提言をしていただきたいということと、敷地内を写す場合が多いと思いますが、街側を写すような運用をしていただければ先程のご意見も十分反映出来ると思いますのでお願いします。

他にご意見も無いようですので、事務局からの連絡事項があればお願いします。

【事務局】

1点、連絡事項がございます。

次回の都市計画審議会でございますが、6月末から7月初旬を予定しております。委員の皆様にはご多忙とは存じますが、日程調整につきましてよろしくお願ひ致します。事務局からは以上です。

【会長】

それではこれもちまして、摂津市都市計画審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。